

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成29年12月28日（木） 号外第 102 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (53)（住まいまちづくり課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
-------	--

## ==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 所得税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 県営住宅への入退去に係る手続の円滑化を図るため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 家賃の減免の基準について定めた規定中引用する所得税法の用語を改める。
- (2) 変更入居申込書に添付する書類について、暴力団排除に係る誓約書を加える。
- (3) 県営住宅への入居に係る請書の様式及び県営住宅の明渡しに係る県営住宅退去届の様式について、入退去に係る手続が円滑に進むよう必要な事項を加える。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成30年1月1日とする(1)に関する事項を除き、公布日とする。

# 規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第53号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入居の申込書等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の入居申込書には、前項第1号から第3号まで、<u>第7号及び第8号</u>に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>4・5 略</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第6条の5 略</p> <p>2 条例第9条の5第1項の規定による収入の申告は、収入申告書（様式第10号の5）に第2条第2項第1号、第2号及び<u>第8号</u>に掲げる書類を添付してしなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(家賃の減免の基準)</p> <p>第8条 条例第12条の規定による家賃の減額は、次の各号のいずれかに該当する入居者に対して行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 収入（自己、同居者又は扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号に規定する<u>同一生計配偶者</u>及び同項第34号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）が長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった場合にあつては、その療養に要する費用として知事が認定した額を当該療養に要する月数で除した額（以下「療養費用」という。）を当該収入から控除した額）が令第2条第2項の表の左欄に定める区分の基準となる額のうち最小のもの2分の1以下である者（前号に該当する者を除く。）</p>	<p>(入居の申込書等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の入居申込書には、前項第1号から第3号まで<u>及び第7号</u>に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>4・5 略</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第6条の5 略</p> <p>2 条例第9条の5第1項の規定による収入の申告は、収入申告書（様式第10号の5）に第2条第2項第1号、第2号及び<u>第7号</u>に掲げる書類を添付してなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(家賃の減免の基準)</p> <p>第8条 条例第12条の規定による家賃の減額は、次の各号のいずれかに該当する入居者に対して行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 収入（自己、同居者又は扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号に規定する<u>控除対象配偶者</u>及び同項第34号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）が長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった場合にあつては、その療養に要する費用として知事が認定した額を当該療養に要する月数で除した額（以下「療養費用」という。）を当該収入から控除した額）が令第2条第2項の表の左欄に定める区分の基準となる額のうち最小のもの2分の1以下である者（前号に該当する者を除く。）</p>

(3) 略  
2～6 略

様式第7号(第5条関係)

請 書

職 氏 名 様

年 月 日付第 号で入居の決定を受けた下記  
県営住宅の入居に当たり、別記諸条項を堅く遵守  
し、誠実に履行することをお請けします。

なお、連帯保証人は、この請書による私の一切の  
債務についてその債務を負います。

年 月 日

入 居 者 住所

氏名 ㊞

連帯保証人 住所

氏名 ㊞

入居者との関係

(電話 )

記

県営住宅 団地第 号

入居終了期限 年 月 日

添付書類 略

備考 略

様式第10号(第6条の2、第8条の4関係)

県営住宅同居承認申請書

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅に同居させたいので、申請  
します。

なお、新たに同居させようとする者が暴力団員に  
よる不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号  
に規定する暴力団員であることが判明したときは、  
同居の承認を取り消されても異存ありません。

また、この申請により家賃等の減免等が可能であ  
る場合は、家賃等の減免等を希望(します・しませ  
ん)。

年 月 日

郵便番号

住所

申請者 団地第 号

氏名

(電話 )

記

略

添付書類 1・2 略

(3) 略  
2～6 略

様式第7号(第5条関係)

請 書

職 氏 名 様

年 月 日付第 号で入居の決定を受けた下記  
県営住宅の入居に当たり、別記諸条項を堅く遵守  
し、誠実に履行することをお請けします。

なお、連帯保証人は、この請書による私の一切の  
債務についてその債務を負います。

年 月 日

入 居 者 住所

氏名 ㊞

連帯保証人 住所

氏名 ㊞

入居者との関係

記

県営住宅 団地第 号

入居終了期限 年 月 日

添付書類 略

備考 略

様式第10号(第6条の2、第8条の4関係)

県営住宅同居承認申請書

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅に同居させたいので、申請  
します。

なお、新たに同居させようとする者が暴力団員に  
よる不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号  
に規定する暴力団員であることが判明したときは、  
同居の承認を取り消されても異存ありません。

また、この申請により家賃等の減免等が可能であ  
る場合は、家賃等の減免等を希望(します・しませ  
ん)。

年 月 日

郵便番号

住所

申請者 団地第 号

氏名

(電話 )

記

略

添付書類 1・2 略

3 誓約書 (様式第4号の4)

備考 略

様式第10号の3 (第6条の3、第8条の4関係)

県営住宅入居承継承認申請書

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅の入居を承継したいので、申請します。

また、この申請により家賃等の減免等が可能である場合は、家賃等の減免等を希望 (します・しません)。

年 月 日

郵便番号

住所

申請者 団地第 号

氏名

(電話 )

記

略

添付書類 1～3 略

4 誓約書 (様式第4号の4)

備考 略

様式第10号の4の2 (第6条の3の2、第8条の4関係)

県営住宅暫定居住承認申請書

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅の6月以内の居住の承認を受けたいので、申請します。

また、この申請により家賃等の減免等が可能である場合は、家賃等の減免等を希望 (します・しません)。

年 月 日

郵便番号

住所

申請者 団地第 号

氏名

(電話 )

記

略

添付書類 1～3 略

4 誓約書 (様式第4号の4)

備考 略

様式第28号 (第16条関係)

3 誓約書 (様式第4号の2)

備考 略

様式第10号の3 (第6条の3、第8条の4関係)

県営住宅入居承継承認申請書

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅の入居を承継したいので、申請します。

また、この申請により家賃等の減免等が可能である場合は、家賃等の減免等を希望 (します・しません)。

年 月 日

郵便番号

住所

申請者 団地第 号

氏名

(電話 )

記

略

添付書類 1～3 略

4 誓約書 (様式第4号の2)

備考 略

様式第10号の4の2 (第6条の3の2、第8条の4関係)

県営住宅暫定居住承認申請書

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅の6月以内の居住の承認を受けたいので、申請します。

また、この申請により家賃等の減免等が可能である場合は、家賃等の減免等を希望 (します・しません)。

年 月 日

郵便番号

住所

申請者 団地第 号

氏名

(電話 )

記

略

添付書類 1～3 略

4 誓約書 (様式第4号の2)

備考 略

様式第28号 (第16条関係)

県 営 住 宅 退 去 届

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅を退去しますので、届け出ます。

なお、退去月までに係る共益費、修繕費その他の費用の支払について、団地管理人、修繕会社その他の者から問い合わせがあった場合には、これらの者に対して転居後の連絡先を提供することについて異議ありません。

年 月 日

郵便番号

住所

申出者 団地第 号

氏名

(電話 )

記

略
模様替え・増築等 に対する措置
管理人の確認印又は 自署
略

備考

1 水道料金の徴収を外部委託している団地に係る水道料金の請求については、県が委託した業者から直接転居先に通知します。

2 電気料金、ガス料金、水道料金又は共益費について口座振替により支払をしている場合は、退去月分までの費用の引き落としが完了するまで、口座振替に係る口座の解約をしないでください。

県 営 住 宅 退 去 届

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅を退去しますので、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住所

申出者 団地第 号

氏名

(電話 )

記

略
模様替え・増築等 に対する措置
略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条第1項第2号の改正規定は、平成30年1月1日から施行する。